

無人航空機操縦者技能証明保有者が 違反行為等を行った場合の航空局への 報告について

国土交通省 航空局 安全部
無人航空機安全課

対象者および報告窓口について

無人航空機操縦者技能証明を保有している方が航空法違反を行った場合、航空法第132条の53に基づく行政処分の対象となりますが、違反事実を自ら航空局に報告することで処分内容の軽減を受けることができます。

対象者

無人航空機操縦者技能証明の保有者

違反報告窓口

電子メールで報告する場合：hqt-jcab.mujin@ki.mlit.go.jp
メールで報告した場合には、電話での連絡もお願いします。

電話で報告する場合、以下の連絡先にご連絡ください。

航空局 安全部 無人航空機安全課

電話番号：03-5253-8111（内線48182）

※受付時間：平日午前10時から午後6時まで

土・日・祝・年末年始（12月29日から1月3日）を除く

航空法第132条の53第4号及び第5号並びに航空法施行規則第236条の61第4項に基づく、無人航空機操縦者技能証明の行政処分及び行政指導（行政処分等）は以下の流れで行われます。違反行為等を行った無人航空機操縦者技能証明の保有者は航空局安全部無人航空機安全課まで電子メール又は電話でご報告をお願いします。

違反行為等を行った
無人航空機操縦者
技能証明の保有者

報告窓口

違反行為等の内容を電子メール又は電話にて航空局安全部無人航空機安全課へご報告をお願いします。

・電子メールの場合
hqt-jcab.muji@ki.mlit.go.jp

・電話の場合
03-5253-8111（内線48182）

注：メールで報告した場合には、電話での連絡もお願いします。報告の際にはご連絡先の電話番号もお知らせください。

受付及び報告内容の確認



必要に応じてご報告内容の詳細についてヒアリングを行う場合があります。

行政処分等の内容の通知



行政処分等の理由及び内容を書面又は電磁的方法で行政処分等を受ける者に通知します。（口頭注意を除く。）

行政処分等の内容の決定



航空局に設置する無人航空機操縦者行政処分審査会において、行政処分等の内容について審査・決定を行います。

- ※ 1 詳細につきましては「無人航空機操縦者技能証明に係る行政処分に関する基準（令和7年1月6日 制定 国空無機第76233号）」を参照してください。
(<https://www.mlit.go.jp/common/001854084.pdf>)
- ※ 2 電話受付時間：平日午前10時から午後6時まで（土・日・祝・年末年始（12月29日から1月3日）を除く）

行政処分等の対象となる違反行為等の内容

行政処分等の対象となる違反行為等の内容は次のとおりです。

No.	処分事由	航空法関係条文
1	事故が発生した場合に危険防止措置を講じない	第132条の90第1項、第157条の6
2	アルコール・薬物の影響下での飛行	第132条の86第1項第1号、第157条の8
3	飛行計画の変更指示に従わない飛行	第132条の88第2項、第157条の10第1項第11号
4	限定をされた技能証明を受けた者による限定外の種類・方法での特定飛行	第132条の43第2項、第157条の9第7号
5	条件付きの技能証明を受けた者による条件の範囲外での特定飛行	第132条の44第2項、第157条の9第8号
6	飛行前確認・衝突予防措置を行わないこと	第132条の86第1項第2号・第3号、第157条の9第12号
7	他人に迷惑を及ぼすような方法での公共の場所の上空での飛行	第132条の86第1項第4号、第157条の9第13号
8	承認を受けずに行う夜間・目視外・30m未満・催し上空飛行	第132条の86第2項第1号・第2号・第3号・第4号、第157条の9第14号
9	承認を受けずに行う危険物輸送	第132条の86第2項第5号、第157条の9第15号
10	承認を受けずに行う物件投下	第132条の86第2項第6号、第157条の9第16号
11	飛行の方法について承認外での飛行	第132条の86第3項、第157条の9第17号
12	夜間・目視外・30m未満飛行において安全確保措置を講じないこと	第132条の86第4項、第157条の9第18号
13	機体認証において指定された使用の条件の範囲を超えた特定飛行	第132条の14第1項、第157条の9第3号
14	整備命令に違反した特定飛行	第132条の15第1項、第157条の9第4号
15	無人航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為	第134条の3第3項、第157条の10第1項第12号
16	飛行禁止空域での飛行等	第132条の85第1項・第2項・第3項、第157条の9第9号・第10号・第11号
17	飛行計画を通報しない特定飛行	第132条の88第1項、第157条の10第1項第10号
18	機体登録を受けていない機体の供用	第132条の2、第157条の7第1項第1号
19	登録無人航空機の是正命令に違反した機体の供用	第132条の9第1号、第157条の9第2号
20	航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為を事前に通報しない又は虚偽の通報を行うこと	第134条の3第2項、第161条第3号

行政処分等の対象となる違反行為等の内容

No.	処分事由	関係条文
21	事故発生時の報告をしない又は虚偽の報告を行うこと	第132条の90第2項、第157条の10第2項
22	特定飛行を行う場合に飛行日誌を備えないこと	第132条の89第1項、第157条の11第2号
23	特定飛行について飛行日誌の不記載・虚偽記載	第132条の89第2項、第157条の11第3号
24	立入検査の拒否等	第134条第1項・第2項、第158条第1号
25	特定飛行時に第三者が立ち入った場合に必要な措置を講じないこと	第132条の87、第157条の9第19号
26	登録記号の表示その他の登録記号を識別するための措置を講じていない登録無人航空機の供用	第132条の5第2項、第157条の9第1号
27	機体認証を受けずに法第132条の13第8項の表示又はこれと紛らわしい表示を付すこと	第132条の13第9項、第157条の10第1項第1号
28	型式認証を受けずに法第132条の19第2項の表示又はこれと紛らわしい表示を付すこと	第132条の19第2項、第157条の10第1項第4号
29	技能証明書不携帯での特定飛行	第132条の54、第157条の11第1号
30	登録事項の変更の届出を行わない又は虚偽の届出を行うこと	第132条の8第1項、第161条第4号
31	登録の抹消申請を行わないこと	第132条の11第1項、第161条第5号
32	飛行に当たり非行又は重大な過失があったとき	第132条の53第5号

本資料の掲載先

<https://www.mlit.go.jp/koku/license.html>

本件に関するお問い合わせ先

国土交通省航空局安全部無人航空機安全課
〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-1-3
電話番号 03-5253-8111（内線48182）
電子メール hqt-jcab.mu jin@ki.mlit.go.jp